

令和3年

議会運営委員会記録

令和3年11月18日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年11月18日（木曜日）
午後 1時30分 開会 午後 3時16分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議 員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議 員
委 員	鳥 飼 雅 司 議 員	委 員	内 山 恵 子 議 員
委 員	金 井 伸 夫 議 員	議 長	齊 藤 克 己 議 員
副 議 長	安 保 友 博 議 員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議 員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議 員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議 員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議 員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
臨時会の会期予定について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
傍聴自粛の解除について

午後 1時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

加えて、今回も議題とします特定事件8、議会改革について、過去の経緯等に精通しています菅原議員をオブザーバーとして呼びしております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申し出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められております。

柴崎市長。

○柴崎市長 こんにちは。

本日は、令和3年第1回臨時会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

今臨時会につきましては、11月24日に開会すべく、昨日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、給与に関する条例の一部改正が2件となります。

詳細については、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午後 1時32分 休憩）

再開します。（午後 1時33分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、臨時会の会期予定について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、傍聴自粛の解除についてです。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、11月24日に開催される令和3年和光市議会第1回臨時会の会期予定についてを議題とします。

提出議案については、議案第64号、市長及び副市長の給与等に関する条例及び和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてと、議案第65号、職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての2件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、第1回臨時会に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第64号、市長及び副市長の給与等に関する条例及び和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の給与についても同様の改定を行うため、この案を提出するものでございます。

主な内容は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を令和3年度から年間で0.15月分引き下げ、年間支給割合を4.15月とするものでございます。

次に、議案第65号、職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和3年8月10日の人事院勧告を受け、本市においても人事院勧告に準拠して職員の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

主な内容は、職員の期末手当の支給割合を令和3年度から年間で0.15月分引き下げ、勤勉手当と合わせた年間支給割合を4.3月とし、再任用職員についても0.1月分引き下げ、勤勉手当と合わせた年間支給割合を2.25月とするものであります。

また、会計年度任用職員についても、令和3年度から期末手当の支給割合を年間で0.15月分引き下げ、年間支給割合を2.4月とするものであります。

○待鳥美光委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午後 1時35分 休憩）

再開します。（午後 1時36分 再開）

次に、議案第64号及び議案第65号については、関連がありますので、臨時会に関する先例により、委員会の付託を省略し、質疑、討論は通告を取らずに行い、採決したいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、質疑は会議規則及び先例により3回とすることはいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、質疑は3回と決定しました。

次に会期について、会期は1日としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定についてに関する議題は終了となります。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、傍聴自粛の解除について

です。現在傍聴者については自粛をお願いし、席数を減らして行っておりましたが、市の段階的緩和措置等も終了し、また感染者数も減少傾向にあることから、傍聴の自粛については解除することとし、談話室については12月定例会中までは、使用禁止を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように周知願います。

特定事件9については以上となります。

次に特定事件8、議会改革についてです。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

本日は、前回10月15日に開催した協議内容に引き続き3回目となります。議題は、議会改革のテーマ案一覧の項目、順番の4番目からやります。今日配られた資料はその順番になっております。4、意見書案、決議案の扱いについて、3、議員提出議案の扱いについて、2、陳情の扱いについて、1、議会運営委員会の運営等についてのうち、全会一致の原則について、この順番で協議を行います。

それでは、意見書案、決議案について、今一度、提案会派からの説明をお願いするのですが、この意見書案、決議案については、ポイントが2つあります。まず1点は、前回協議した途中となっております提出要件について、それからもう一つ、全会一致の法則のところでもかかってくるわけですけれども、この意見書案、決議案についての全会一致の原則をどうしていくかということ、意見書案、決議案についてのみここで扱いたいと思います。

まず提出要件について、共通認識として、前回のレビューを行いたいと思います。現在は、和光市議会会議規則に従って、3名以上の連署を要件としております。ですが、これは自治法上、議員の定数の12分の1以上のものの賛成がなければならないという規定があり、これは和光市議会の定数からして2名以上となるけれども、議会の議決すべき事件には、機関意思の決定は含まれず、団体意思の決定の場合のみを意味するというので、標準会議規則においては、機関意思の決定にかかるもの、意見書等については、要件となる人数は規定されていないので、和光市の会議規則では3名以上とされており、これに則って現行運用しているということになります。ですので、もし2名以上に変更となっていく場合は、会議規則の改正が必要だということになります。ここまで共通認識としてよろしいでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この間も話した3名以上の経緯はどのような経緯だったのですか。昔の和光市議会の議員定数は26名とか人数が多かったわけじゃないですか。その時も3名なのか、18人になってからの3名なのか、すごい大きいと思うんですね。定数が下がってくるのであれば、12分の1に則れば、だいぶ低くなってくると思うんだけど、そこら辺の経緯がどこからストップしているのか。どこからそのようになっているのか、もう一回知りたいのですが。

○待鳥美光委員長 会議規則では、自治法の表現ではなくて、3名以上、他2名という表現に

なっているのですが、この経緯について御説明いただけるようでしたらお願いします。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午後 1時42分 休憩)

再開します。(午後 1時50分 再開)

齊藤議長。

○齊藤克己議長 定かではないのですが、定数削減の際、その時も3名の提出ということで、これを2名にするという議論はなかったのではないかと認識しています。

以上です。

○待鳥美光委員長 それでは、提案会派の緑風会からまず説明をお願いします。

前回、会議規則や議会運営について、もう一回整理をして、そして今回議論をするということになっていますので、それを踏まえてこの提案の御説明をお願いしますでしょうか。

休憩します。(午後 1時52分 休憩)

再開します。(午後 1時53分 再開)

日本共産党、鳥飼委員、先に提案の説明をお願いします。

○鳥飼雅司委員 議案の発案権、提案するときに町村の意思、団体の意思に決定するもの、議会の意思、機関意思に決定するものがあると思うんです。自分が参考にした資料、全国町村議会議長会が出している議員必携の議案審議のところ、「議員が議会に議案を提出する場合は、それは団体意思の決定と求めるものであるときは、議員定数の12分の1の賛成が必要とされ」と書かれています。和光市議会の現状、定数が18人で、12分の1となると、1.7とか1.8とかになると思うんですね。そういう意味は、先ほども確認させていただいたんですけども、定数が26人、24人だった時と現状が一緒でいいのかなと思うので、一回見直しをしたほうがいいのではないかと思います、今回こういう提案をさせてもらったんですけども。その経緯がどうだったのかは定かではないということなので、ここで改めて、それぞれの会派で審議を尽くして、新たにもう一度考えていく時期なのかなと思います、提案させていただきました。

○待鳥美光委員長 提案する場合に2名という形に会議規則を改正して、全会一致のほうも一緒にいつてしまいますか。

休憩します。(午後 1時56分 休憩)

再開します。(午後 2時06分 再開)

全会一致の原則、全会一致で副議長提案とするという申し合わせがあつて、実質的にはないわけではないのですが、実質的には全会一致にならなければ、本会議に提出はしないという運用でしたが、その点についての提案はありますか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この全会一致の部分は、議運で諮られるのですから、本当に難しいです。逆に少数の意見を大事にするのであれば、全会一致にしなければ前に進まないわけじゃないですか。そういう反面もあるし、意固地に反対ばかりすれば、それこそ前に進まない。そこら辺の議論は難しいと思うんですね。

○待鳥美光委員長 特に、一方向への提案ではないということですか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 なんとも言えないかな。でも、民主主義なので、ある程度多数決の原則で決めていく必要もあるのではないかな。そこが難しく、悩ましいところだと思います。

○待鳥美光委員長 緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としては、全会一致で初めて副議長が提案するような形なんですけど、例えば、大方賛成していても、全会一致で出さないのではなく、少なくともある程度賛同者がいる議案でしたら、そのまま提出者の名前で本会議に提出して、審議することも必要ではないかと考えます。

○待鳥美光委員長 その場合の提出というのは、議員提出議案として、その手続きを踏んで、質疑にも答えるという形ということですよ。それから、提出人数について、もう一度お願いします。

内山委員。

○内山恵子委員 提出人数については、やはり規則に基づいた定数、必要な人数というのは今のものに改めてみる必要があると考えます。なので、今の人数に対して12分の1が1人だったら、2人でも出せる、そういうことでやるべきだと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 提出人数については、2名でよいのではないかと考えています。それから全会一致に関しては、申し合わせは全会一致の場合は副議長提案とするということで、全会一致しなかった場合には触れていません。ただ、議員の提出権はあるので、その手続きに沿った形で提案をするべきなんじゃないかと考えています。

議運で全会一致が取れなかったので提出するとなると、手順的には途中で出す形になってしまうので、本来であれば、意見書案を出すときにはいきなり出すのではなくて、調整をして出すケースが多いかと思うのですが、全会一致にならないということであれば、正規の議員提出議案として提出するほうがいいのかという考え方があると思います。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

各提出会派からの説明が終わりました。各会派からの改革理由について、説明の補足や改革案の確認等、質疑がありましたら挙手願います。

〔「なし」という声あり〕

ないようでしたら、提案された改革案について、各会派の意見を伺いたいと思います。

まず最初に、全会一致の話と、それから2名、3名にする話は分けた方がよろしいですよ。まずは、提出要件、人数について各会派の意見を伺いたいと思います。

まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 私は、意見書案、決議案というのは、これまで国の機関に提出するとか、そ

ういう内容のものが多いので、直接市政に関わらない意見書が多いので、通常の議案の提出より多少ハードルを上げて、2人を今3人にしているのですが、ハードルを少し上げていいのではないかと、従来どおりでいいのではないかと思います。

○待鳥美光委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 先ほども言いましたけれども、2名で出せるようにしたほうがいいと思います。

○待鳥美光委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 公明党は、2名でよろしいのではないかと思います。本人以外、1名の賛成を持って提出していくべきだと、事由だと思っております。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど申し上げたとおりですが、2名でよろしいかと思います。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会も先ほど説明しました、2名で提出でいいと思います。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 2時14分 休憩）

再開します。（午後 2時24分 再開）

それでは、オブザーバーの方で御意見のある方、挙手願います。

小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 3名から2名に変えるということでもいいと思います。

○待鳥美光委員長 松永委員。

○松永靖恵委員外議員 意見書案の扱いについては、3名から2名にしたほうがいいと思います。

○待鳥美光委員長 萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私は3名のままでよいと思います。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 私も議員の発言権とか提案権は最大限保障すべきだと思いますので、これは会派制度に倣って2人にするのでよいと思います。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほど現行3名のままでいいという御意見もございましたけれども、現在としては各会派の意見を調整して、全会派がまとまって賛成することによって、意見書として副議長提案となるわけなので、そこで大きなハードルを持っていますので、提出に関しては3名ではなくて、長年2名にとお声も頂戴していましたので、議長としては今回2名ということでまとめさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 私どもの会派としては従来どおりと考えていたのですが、今議長の意見もありましたけれども、要件をほかの議案と同じように、平等に扱うということで、2名ということで変更させてもらいます。ただし、全会一致が前提条件かと思っております。

○待鳥美光委員長 それでは整理したいと思います。意見書案、決議案については、2名での提出を可とするという御意見がありましたが、それに御異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議運に提出する際も、現行の申し合わせのとおり、議運を経ることが原則であるということで、その提出に関しても2名ということでよろしいですか。

安保副議長。

○安保友博副議長 確認なんですけれども、全会一致の時には副議長提案とするという規定があって、そうでない時の規定がないという話が先ほどからありました。その趣旨は、議員提案というのは、議運で全会一致とならなかったとしても、提案者が提出者となって、本会議に提案できるという前提があるということです。現行では、全会一致とならなかったらその時点でみなし取り下げのような形になっていたのですけれども、実際、事務局に提出されたものをそのまま通すのか、それとも全会一致とならなかったから取り下げるのか、議運で諮ったほうがいいのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 その点については、先ほど、論点2つと言って、全会一致でいくのかどうかというのはこれからやります。

今の、3名を2名にするという話は、現行のことを前提として話し合いますけどよろしいですかという確認を先ほど入れているので、全会一致でいくのかどうかということは、今からやります。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、2名にということで決しました。

休憩します。（午後 2時29分 休憩）

再開します。（午後 2時30分 再開）

それでは、意見書案、決議案の提出要件については、2名以上の連署をもってということで、会議規則の改正の提案を次回いたします。

次に、意見書案、決議案について、現状は全会派の賛成が得られた意見書案及び決議案は副議長を提出者とする申し合わせ事項ができております。これについてこれから検討したいと思います。

緑風会から、全会一致の法則の見直しという中で、意見書案、決議案、全体にかかる提案ということでしたので、今回ここでは意見書案と決議案の扱いについてのみ、全会一致で行くのかどうかということを検討したいと思いますので、残りについては順番、後になりますのでよろしく願いいたします。

休憩します。（午後 2時31分 休憩）

再開します。(午後 2時47分 再開)

現状の全会一致の原則に関する再検討ですけれども、提案会派として、緑風会、内山委員から御説明をお願いします。

休憩します。(午後 2時48分 休憩)

再開します。(午後 2時55分 再開)

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 副議長提案とする全会一致については、現行どおりでいいと思います。ただし、まとまらなかった場合には、要件が整っていれば、提出者が提案者となって、最終日に本会議に提出することができる旨を明示していただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 ただいまの提案について、質問あるいは確認等ありますか。

なければ、各会派からの御意見をいただきたいと思います。

休憩します。(午後 2時48分 休憩)

再開します。(午後 2時55分 再開)

まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 意見書案と決議案の提出については、従来の申し合わせ事項のとおりで、全会一致で提出することについて賛成するのですが、一方で、もし全会一致を得られなかった場合でも議員提出議案として本会議で諮るということを申し合わせ事項に追加することによって、そうした選択肢もあるということを明記するということが必要だと思いますので、そのように申し合わせ事項を改正してもらいたいと考えます。

○待鳥美光委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としても、先ほどから他の委員が言われているように、全会一致の場合は副議長提案となるということに対しては現状どおりでいいのかなと思います。また、全会一致にならなかった場合が、今ちょっとあやふやになっている状況なので、今後どうするかというのは、議員提出議案として本会議に出せるというふうにしたほうがいいのかなと、共産党としては思っています。

○待鳥美光委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 緑風会の提案に同意します。以上です。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 本来は、機関意思、議会としての意思を示す意見書ということで全会一致をぎりぎりまで目指していく、議員間で調整を図っていくことが必要だとは思いますが、そこに原則を置いた上で、例えばどれでもないと思うのですが、全会派がきっちり一致しなければ、議場に出せないということも、前期の議会改革のときから懸案になっていて、今期必ずこれを討議してくださいと申し送りがありました。議場に出して初めてこういう意見書案が出ているんだということが市民にしっかり伝わるのかなと思うので、ぎりぎりま

で全会一致の努力をした上で、提出する道は残しておく方がいいのかな。議員提出議案というときに、提出する手順やルールがあるので、それについては、申し合わせの中でしっかり規定していく必要があるかなと思っています。

緑風会、内山委員は提案者なので、その方向の御意見ということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

ほかに御意見ある方、オブザーバーの方でいらっしゃいますか。

萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 おっしゃったように、合意が得られなかった場合は、提出議員が本会議に提出できるようにするという事に賛成いたします。

○待鳥美光委員長 そうしましたら、ただいま各会派からの御意見を伺いましたが、意見書案、決議案については、全会一致にならなくても提出できるという部分、全会一致をしたかなと思いますので、申し合わせ事項について、どのように直していくかを諮りたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、読み上げますので、それについて御意見をいただければと思います。

申し合わせ事項の7番です。

意見書案及び決議案の調整。請願・陳情に係るものを除く。当該定例会に提出希望の意見書案及び決議案は次の手順による。招集告示日に案を配付する。その案については、先ほどの議論のとおり、会議規則を修正すれば2名ということになります。各会派はその案を総括質疑の日に開催される議会運営委員会までに検討する。各会派の意見を調整し、全会派の賛成を得られた意見書案及び決議案は副議長を提出者とする。ここから先が追加する付け加える部分です。合意が得られなかった意見書案については、会議規則で定める提出者等の要件——現行は3人、改正すれば2人ということになります。要件を満たしていれば、本会議に提出することができます。意見書案等の提出は一般質問3日目終了後に開催する議会運営委員会に提出するものとする。こうした形で申し合わせ事項を改正したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたします。

ここでお諮りします。現在予定していた4項目のうち、1項目が終わっただけですが、このままもう少し延長して続けるか、あるいは次回にするか。

休憩します。（午後 3時04分 休憩）

再開します。（午後 3時05分 再開）

次に移ります。2番目の議員提出議案の扱いについて、提案会派の御説明をお願いいたします。

休憩します。（午後 3時07分 休憩）

再開します。（午後 3時12分 再開）

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 決議案につきましては、先ほど検討していますので、今回の提案につきましては取り下げをいたします。

○待鳥美光委員長 皆さんそれでよろしいでしょうか。それでは今日はここまでということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、本日の議題はまだ残っておりますけれども、本日の議会運営委員会は閉じたいと思います。

次に、次回の日程についてです。

協議項目は本日の続きとなります。当初決めたルールでは、一つの項目については3回程度ということですが、大事な項目でもありますし、じっくり議論をしているので、次回も引き続きこの項目についてということになります。

休憩します。（午後 3時14分 休憩）

再開します。（午後 3時15分 再開）

それでは、次回の日程の確認になります。日時は12月21日、火曜日、時間は本会議終了後の議会だより編集打ち合せ終了後ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、委員の皆様よろしくお願いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 3時16分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光